

第1章 策定にあたって

1 計画の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、日本では平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」のもと、様々な取組が進められています。

平成27年8月には、女性の採用、登用、能力開発等をさらに推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

しかし、社会の現状を見ると、男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、様々な側面からの課題が依然として存在するため、平成27年12月に、基本法が目指す新たな取組方針として「第4次男女共同参画基本計画」が示されました。

能美市では、平成22年3月に「（第1次）能美市男女共同参画プラン」を策定、平成23年3月には「能美市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、推進体制や制度等を整え、意識啓発を展開してまいりました。

この度、「（第1次）能美市男女共同参画プラン」の計画期間の満了に合わせ実施した「市民アンケート」及び「事業者アンケート」の結果と、国が示した「女性活躍推進法」及び「第4次基本計画」の方針を効果的に反映した『第2次能美市男女共同参画プラン』を策定しました。

男女共同参画社会とは…

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。

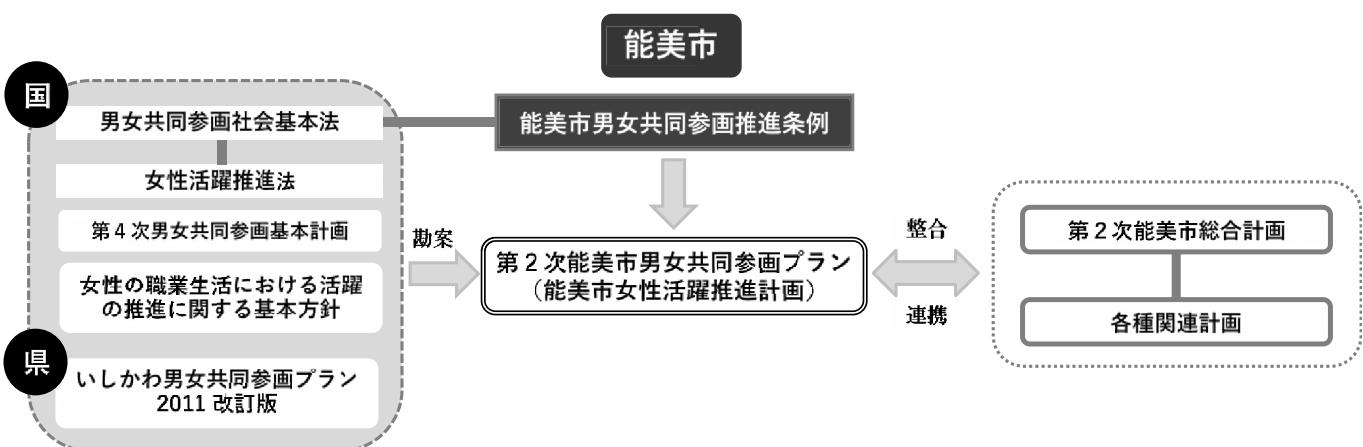
（出典）男女共同参画社会基本法
第1章第2条



2 計画の位置づけ

- 「能美市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取組を推進するための行動計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけます。なお、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定版を勘案し策定しています。
- 「女性活躍推進法」第6条に規定されている「市町村推進計画」に位置づけます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

この計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

ただし、令和6年度において中間見直しをするほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。

